

大阪広域水道企業団公印管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3 月 7 日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 5 号

大阪広域水道企業団公印管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団公印管理規程（平成22年大阪広域水道企業団管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用の手続) 第 5 条 (略) 2・3 (略) <u>4 公印は、これを管守する場所において使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、管守する場所以外の場所で使用することができる。</u> <u>5 前項ただし書の規定により公印を使用しようとするときは、公印持出許可簿(様式第 3 号)により公印の管守者の許可を受けなければならない。</u>	(使用の手続) 第 5 条 (略) 2・3 (略)
別表（第 2 条関係） 別紙のとおり	別表（第 2 条関係） 別紙のとおり
様式第 2 号 (略)	様式第 2 号 (略)
<u>様式第 3 号（第 5 条関係）</u> 別紙のとおり	
<u>様式第 4 号—様式第 6 号</u> (略)	<u>様式第 3 号—様式第 5 号</u> (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大阪広域水道企業団公印管理規程(以下「新規程」という。)第 8 条の規定による公印の新調、同規程第 9 条の規定による公印の新調の告示及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても、新規程第 8 条、第 9 条及び第11条第 2 項の例により行うことができる。